

韓国 輸出入手続 必要書類等 輸入関連 「通関手続き概要および必要書類」

[関税庁HP](#)より抜粋（ジェトロ仮訳）

■ 輸入通関の紹介

(1) 輸入通関とは

輸入通関とは、輸入しようとする物品について税関に輸入申告を行った後、申告を受理して物品を搬出し、税金を納付する一連の手続きのことである。

外国物品を国内に輸入するためには、当該物品が関連法令による輸入要件の具備可否を確認した上で輸入契約を締結しなければならない。要件具備対象（検疫、推薦など）に該当する物品は要件確認機関の確認を受けて、該当具備書類を備えれば通関が可能である。すべての輸入物品は税関に輸入申告をしなければならず、税関で輸入申告を受理すれば物品を国内に搬入することができる。国内に物品が到着した場合にはこれを保税上屋などに蔵置しなければならない、輸入申告は保税上屋への搬入前、搬入後のいつでも可能である。

輸入申告は原則として荷主、通関士（法人）、通関を取り扱う法人の名義で行わなければならない。申告者が関税などの税金の賦課基準となる課税価格、関税率および品目分類番号、課税の為替レートなどを確認して申告しなければならない。輸入申告を行うためには、関税庁電算システムにアクセスできる電子文書システムを備えた通関士法人や業者が関税庁で定めた輸入申告書様式に関連する記載事項を記載およびプリントアウトした後、船荷証券などの申告時の提出書類を添付して、当該税関輸入課に提出しなければならない。輸入申告書を受け付けた税関では申告物品の特性を勘案した上で検査如何を決定する。現在、大部分の物品は検査無しに申告内容の形式的、法律的要件のみを審査して受理されており、検査対象として選別された物品は税関公務員が輸入物品に対する検査・審査を行った後で申告受理している。

申告受理のためには税関輸入課での検査（審査）の結果、異常なく、通関可能な物品の場合には当該物品に対する関税などを納付するか、当該税額に相当する担保を提供しなければならない。申告受理されれば、輸入物品を保税上屋などから搬出することができる。関税は輸入申告受理日から15日以内に国庫収納代理店である市中銀行に納付すれば良い。

輸入物品については、定められた関税および内国税などを納付しなければならないものの、一定要件を備えた場合には関税が免除されるか、一部減免される場合があるため、輸入申告の際に代行の通関士法人に充分相談しなければならない。関税を納付する場合でも、これを輸出用原材料として使用して生産された製品を海外に輸出した場合には、のちに還付を受けることができる。関税法などの関連法令により輸出入が禁じられるか、制限される物品に対しては当該物品に対する輸出入要件を確認した後、通関が許容される。このような要件の確認以外にも商標権侵害、原産地表示、申告した物品以外の隠匿如何などについても、確認した後に輸入申告受理することになる。

(2) 輸入通関フロー

<図・輸入通関フロー図>



(3) 輸入申告の時期および要件

区分		出港前申告	入港前申告	保税区域到着前申告	保税区域蔵置後申告
申告時期		韓国に入港する5日前（航空機による場合には1日前）で、物品を積載した船舶（航空機）が積載港を出港する前	韓国に入港する5日前（航空機による場合には1日前）で、船舶（航空機）出港後入港（下船（機）申告）する前	入港後当該物品が搬入される保税区域に到着する前	当該物品の保税区域蔵置後
申告対象物品		航空機により輸入される物品 日本、中国、台湾、香港から船舶により輸入される物品	制限なし	制限なし	制限なし
申告税関		入港予定地の税関	入港予定地の税関	到着予定保税区域の管轄税関	蔵置物品保税区域の管轄税関
検査対象如何の通知時期		船舶（航空機）の出港を証明する資料を提出（出港申告書および積荷リスト）する時点	輸入申告日	輸入申告日	輸入申告日
申告受理時期	検査省略	積荷リスト提出後	積荷リスト提出後	保税区域到着報告後	輸入申告後
	検査対象	物品検査終了後	物品検査終了後	物品検査終了後	物品検査終了後

なお、以下の各号に該当する物品は当該船舶、または航空機が韓国に到着した後に申告しなければならない。

- 税率が引き上げられたか、新しい輸入要件を備えるよう要求する法令が適用されたか、適用される予定の物品（ただし、当該船舶などが韓国に入港する日が当該法令の施行日より早い場合には除外）
- 農・水・畜産物またはその加工品として輸入申告を行う時と、入港する時の物品の関税率表番号10桁が変更される物品
- 農・水・畜産物またはその加工品として輸入申告を行う時と、入港する時の課税単位（数量または重量）が変更される物品

- 輸入申告書の作成

(1) 一般事項

- ◆ 輸入申告書用途別区分
 - 輸入申告書（保管用）：税関/申告人保管用輸入申告書
 - 輸入申告書（申告済証）：申告済証発給用
- ◆ 輸入申告書の形式
 - 電算機によって出力されるデータの長さによって申告項目の上下位置が可変的なFREE FORM形態の書式を使用。輸入申告書の左右出力位置は固定的である。
- ◆ 外国から保税工場または輸出自由地域に搬入（輸入）され使用する場合の使用申告には輸入申告書を使用する。
- ◆ 申告受理前に搬出申請を行って承認を受けた場合には、確定されていない事項であってもB/L、送り状などを確認して輸入申告書に補完記載した後、申告受理前の搬出承認時点で電算入力することとする。
- ◆ 統計符号の追加、削除、変更事項が知らされた場合には、これを全職員および通関士に熟知させて関係資料を補完して活用することで、誤謬が発生しないように注意する。自動車、電子製品、機械類、繊維類など主な品目に付随して輸入される品目で、金額が少なく種類が多様であり、関税徴収と貿易統計作成に支障のないもので、かつ品目別にそれぞれ別途の欄を区分して作成することが非能率的であると判断される場合には、様々に付随する品目の中で貿易統計上、別途意味のない品目の税番および数量、重量、

包装などは一括して一つの欄に記載できる。

- ◆ 決済金額に運賃、保険料が含まれた場合には、輸入者（荷主）が運賃、保険料を区分して申告するものの（CIF、DDPなどの運賃、保険料が含まれた決済条件の場合は除外）、通関士など申告人はその適正性を審査しなければならない。
- ◆ 簡易輸入申告対象物品は輸入申告書記載項目の中で次の項目は記載しないことができる。
 - 「①輸入者」記載項目
 - 「⑫納税義務者」記載項目のうち、「通関固有符号」項目
 - 「⑬運送取扱人」記載項目
 - 「⑮通関計画」記載項目
 - 「⑲原産地証明書有無」記載項目
 - 「⑳価格申告書有無」記載項目
 - 「㉒還付物量」記載項目
 - 「㉔C/S検査」記載項目
 - 「㉕検査方法変更」記載項目
 - 「㉖事後確認機関」記載項目
 - 「通関士記載欄」記載項目
- ◆ B/L単位で申告書を作成するものの、同一B/Lに申告納付物品と賦課告示物品が混合されている場合、B/Lを分割して申告納付および賦課告示を分離して作成する。
- ◆ 税関申告番号はいかなる場合にも重複しないように作成する。
- ◆ 輸入申告書の出力時、出力内容が1ページを超過する場合、次のページを続いて出力するものの、申告書の①～⑧項目は毎ページ毎に同一の位置に反復して出力する。

(2) 品名、規格記載事項

- ◆ 用語の定義
 - “品名・規格”とは品名、取引品名、商標名、モデル・規格、成分など輸入申告書上の5項目を総称して言う。
 - “品名”とは、当該物品を示す関税率表上の品名を言う。ただし、関税率表上に当該物品を示す品名がない場合にはこれを示すことのできる一般的な商品名を言う。
 - “取引品名”とは実際商取引時送り状に記載する品名を言う。
 - “商標名”とは商品を生産、加工または販売することを業として営む者が自己の業務

に関する商品を他人の商品と識別されるようにするために使用する記号・文字・図形またはこれを結合したものと記号・文字・図形に色彩を結合したものを示す名前を言う。

- “モデル”とは生産方式・方法・タイプ・様式などで関税法別表関税率表（以下、“関税率表”という）上の品目分類・関税法第226条の規定による税関長確認物品・関税還付・関税減免・課税価格などの審査に影響を与える事項のことを言う。
- “規格”とは材質・加工状態・用途・組立如何・サイズ・定格電圧・処理能力・生産年度などで関税率表上の品目分類・関税法第226条の規定による税関長確認物品・関税還付・関税減免・課税価格などの審査に影響を与える事項のことをいう。
- “成分”とは当該物品の構成成分の種類およびその含量を示すものであり、関税率表上の品目分類・関税法第226条の規定による税関長確認物品・関税還付・関税減免・課税価格などの審査に影響を与える事項のことを言う。

◆ 品名規格の表記原則

品名・規格の表記は次の事項を具体的に漏れのないように記載しなければならない。

- 品目分類（HSK10単位）に必要な事項
- 税率（関税、内国税）確認のために必要な事項
- 関税法第226条の規定による税関長確認に必要な事項
- 関税減免、分割納付対象確認に必要な事項

品名・規格は英語とアラビア数字で表記しなければならず、英語ではない場合には英語に翻訳して記載しなければならない。

品名・規格の表記は輸入申告書上の様式順序によって表記する。

関税法第82条（合意による税率適用）適用対象として一括して申告する場合、税率が最も高い物品を代表として記載し、その他の物品の品名・規格はモデル・規格および成分項目にすべて記載する。

多数の品目を申告する場合で品目番号・品名・商標・原産地が異なる場合は、それぞれ欄を別にして申告しなければならない。ただし、同一の品目番号で分類される部分品、付属品、試薬および個別金額がそれぞれ20ドル以下の少量（5個以内）の物品などは代表される品名を記載し、その他の物品の品名・規格はモデル・規格および成分項目の順に記載する。

関税庁長が定める品名・用途の標準化コードに従って記載しなければならない。

◆ 申告人の権限および責任

申告人は輸入要件確認書類、送り状などに記載した品名・規格がこの要領で定める表記原則とは異なって作成された場合には、この要領で定めるところにより修正して輸入申告書に表記しなければならない。

通関士などは通関を依頼する輸入業者に輸入要件確認書類、送り状などを作成する際には、この要領で定めることによって品名・規格を作成するように専門知識を提供しなければならない。

申告人は銃砲、刀剣類などの安保危害物品およびその他違法貨物である可能性の高い物品を申告書1欄から順番に記載し、申告人記載欄（記載事項2）に判断意見を記載しなければならない。

■ 輸入申告書の提出

(1) 提出書類目録および提出が必要な場合

輸入申告は、輸入申告書の作成要領に基づいて記載した輸入申告書を添付書類なしに関税法第327条第2項に基づき送信することを原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する物品は、電算システムによる書類（電子書類、紙の書類を含む）提出の対象として選別される。

- 関税法第38条第2項のただし書に基づく事前税額審査対象物品
- 関税法第39条に基づく賦課告知対象物品
- 関税法第82条に基づく合意税率適用申請物品
- 割当・譲許関税申請物品のうち、税率推薦を証明する書類を税率推薦機関から通関システム上で電子文書により受信することができない物品
- 関税法第226条に基づく税関長確認物品のうち、要件具備を証明する書類を要件確認機関から通関システム上で電子文書により受信することができない物品
- 関税法第232条に基づく原産地証明書類の提出対象物品
- 第28条に基づき検査対象として選別された物品
- 関税法第250条に基づき申告が取り下げられ、または申告が却下された後、再び輸入申告を行う物品
- 保税建設場における輸入物品・申告受理前搬出承認物品・保税販売搬入物品と船舶（航空機）用品の輸入物品

- 物品の一時輸入のための通関手帳（A. T. A Carnet）により輸入する物品
- 輸入申告書の記載事項のうち、品名・規格の一部のみを記載した物品
- 地方税法施行令第71条の規定に基づくタバコ消費税納税担保確認書の提出対象物品および同法施行令第134条の2に基づく自動車税納税担保確認書の提出対象物品
- ダイヤモンドの原石（HS 7102. 10、7102. 21、7102. 31）
- 管理対象貨物の検査の結果、異常のある物品
- 同じコンテナで荷主が異なる船荷証券（B/L）が混在しているが、埠頭直通関を申請した物品
- その他関税庁長または税関長が書類の提出が必要であると認める物品

上記に基づき、書類提出の対象として選別された輸入申告案件については、輸入申告書に次の各号の書類をスキャンなどの方法により電子画像化し、または貿易書類の電子提出を利用し、通関システムに送信することを原則とする。

- 送り状（invoiceとも言う）。ただし、暫定価格で輸入申告を行う場合、送り状が海外から到着していない場合には契約書（送り状は確定価格申告時に提出）
- 価格申告書（該当する物品に限る）
- 船荷証券（B/L）副本または航空貨物運送状（AWB）副本
- 包装明細書〔包装ボックス別に品目（規格）・数量を記載、税関長が不要と認定する場合には除外〕
- 原産地証明書（当該物品に限る）
- 検査・検疫・許可・推薦など税関長が確認する輸入要件対象物品および輸入要件確認書類（輸入要件内訳を電算で確認できる場合には、提出しなくても良い） ※輸入要件具備書類：環境保護、社会安全、国民健康保護などの国家政策目標の達成のために約40の個別法令で輸入に関連して定めた義務事項の履行いかんを税関長が確認するように税関長確認制度を置いており、それによって輸入申告時に物品別に定められた検査・検疫・推薦・許可・確認などの該当機関で輸入必要事項として発行した書類を税関に提出するようにすることである。
- 関税減免（分納）/用途税率適用申請書（該当物品に限る）
- 合意による税率適用承認（申請）書（別紙第29号書式）
- 「地方税法施行令」第71条によるタバコ消費税の納税担保確認書（当該物品に限る）
- 割当・譲許関税および税率推薦証明書類ならびに種畜・稚魚の繁殖・養殖用該当税率の証明書類（電算で確認できない場合に限る）
- 「地方税法施行令」第134条の2に基づく自動車税納税担保確認書（当該物品に限る）
- ただし、下記のいずれかに該当する場合には、紙の書類を提出しなければならない。

- キンバリープロセス証明書（原本）
- 物品の一時輸入のための通関手帳（A. T. A Carnet）による一時輸入物品（原本）
- SOFA協定適用対象物品（原本または在韓米軍が電子署名して交付した証明書） - 事前税額審査対象物品
- 賦課告知対象物品
- 申告受理前搬出対象物品
- 添付書類が20枚を超える場合
- 電算障害などにより添付書類伝送システムを利用することができない場合
- 関税庁長または税関長が紙の書類の提出が必要であると認める場合

※申告時、提出書類は輸入荷主が原本対照済みの写本（Fax、Copy）を提出することができ、税関長が提出書類の原本を確認しようとする場合には、該当書類の原本の提出を要求することができる。また、提出書類のうち、申告受理前まで提出できない止むを得ない事由がある書類については税関長が期限を定めて申告受理後に提出するようにすることもできる。

(2) 通関時、統合公告および輸出入公告などによる輸出入要件確認書類の具備方法および提出方法

通関時、提出する輸出入要件確認書類と統合公告および輸出入公告などによる承認・許可事項のうち、国家保安、社会安全、国民保険、環境保護と直結する輸入要件のみ確認するが、その対象法令と確認書類は別途告示している。

(3) 関税法第226条による税関長確認物品および確認方法指定告示

- この際、要件確認機関には要件確認を受けるために必要な書類を提出しなければならず、税関には要件確認機関から発給を受けた要件確認を証明する書類を提出しなければならない。（1999年6月輸出入要件確認機関と関税庁電算網を連携させ、輸出入要件具備可否を電算で確認している）
- 原則的に確認機関とのEDI電算網を通じて電子文書の提出を受けて具備要件を確認しており、このような場合、書類提出は省略される。

(4) 特殊な場合の輸入申告方法

大部分の輸入貨物は船荷証券（B/L）単位で取引されており、運送・保管の基本単位として取り扱われている。税関に輸入申告を行う場合にも船荷証券単位で輸入申告を行うようにしている。輸入しようとする者も船荷証券単位別に輸入申告することが便利である。しかし、船荷証券別に通関することが難しい場合もあるが、以下のような場合には船荷証券を分割して申告することもできる。

（5） 船荷証券（B/L）分割申告など

以下のような場合には、1件の船荷証券を分割して輸入申告ができる。ただし、以下の1号の場合としてB/Lを分割して申告する物品の納付すべき税額が1万ウォン未満となる場合には分割して申告することができない。B/Lを分割して申告する場合、当該輸入物品が物品検査対象である場合は最初に輸入申告を行う時に分割前B/L物品の全量に対して物品検査を行わなければならない、その後分割申告される物品に対しては物品検査を省略することができる。（船荷証券分割申告事由）

→ B/Lを分割しても物品検査および課税価格算出が難しい場合

- * 申告物品のうち、一部のみ通関が許容され一部は通関が保留される場合
- * 検査・検疫結果、一部は合格し、一部は不合格になった場合。または一部のみ検査・検疫申請して通関しようとする場合
- * 一括事後納付適用対象と非適用対象を区分して申告しようとする場合
- * 逆に保税倉庫に搬入した物品は数件の船荷証券を1件として輸入申告することができる。

（6） 暫定価格申告対象および申告方法

輸入申告時まで価格が確定されない場合には、確定されない価格（暫定価格）で輸入申告した後、価格が確定されたことを知った時に確定価格を申告できる制度がある。

このような暫定価格・確定価格申告制度を認定する理由は、輸入者が輸入申告時納付税額を自ら申告するようにし、申告後に納税申告した税額に足りない部分がある場合、その不足税額の10%および延滞利息相当額の加算税を付加するが、暫定価格に申告するしかない場合も加算税を賦課することは合理的ではないため、暫定価格で申告するという意思を明らかにする場合、申告受理後一定期間が経過して確定価格を申告するとしても加算税を賦課しないということである。

暫定価格申告対象は以下の通りである。

- * 取引慣行上、取引が成立した時から一定期間が経過した後に価格が定められる物品であって、輸入申告日現在、その価格が定められていない場合
- * 関税法第30条第1項に基づき調整しなければならない金額が、輸入申告日から一定期間が経過した後に定められることのあることが確認された場合
- * 特殊関係のある者の中で取引される物品の課税価格決定方法の事前審査を申請した場合
- * 特殊関係のある購入者と販売者の間の取引のうち、輸入物品の取引価格が輸入申告受理後に、国際租税調整に関する法律第8条に基づく正常価格に調整されるものと予想される取引であって、一定の要件を備えた場合
- * 契約の内容や取引の特性上、暫定価格により価格申告を行うことが不可避であると税関長が認める場合

暫定価格申告方法は以下の通りである。

- * 暫定価格申告および確定価格申告は関税庁で定めた書式によって申告しなければならないが、
- * 暫定価格に対する確定価格を申告できる期間は 購入者と販売者の間の取引契約の内容などを考慮して税関長が指定する期間内とし、輸入申告日から2年を超えてはならず、
- * 確定価格申告を延長する場合にも、当初指定した申告期間の満了日から2年を超えることができない。(関税法施行令第16条第3項、第4項)

■ 物品検査手続き

- (1) 物品検査はどのように実施するか。

税関に輸入物品に対する申告を行えば、税関では申告書の形式的要件と法律的輸入要件、申告時提出書類可否のみ確認して申告受理することが原則である。しかし、税関職員が輸入申告書と提出書類のみでは各種表示、用途、機能などを確認できないか、申告された物品以外の物品の隠匿可否と輸入申告事項と現品の一致可否の確認が必要な場合には、輸入物品を直接確認する場合があるが、これを物品検査という。

(2) 物品検査対象

物品検査対象は書類審査のみで申告事項の確認が難しい物品と、輸入申告事項を不誠実に申告した会社などに対する情報を集めて電算で管理し、電算に登録された基準によって輸入物品選別検査（C/S）システムによって自動選別している。このように電算によって選別された物品の他に通関審査過程で現品の確認が必要であると認定する物品の場合には、追加物品検査対象として指定され、検査することになる。

一方、輸入物品の電算選別過程で誠実会社（注）が輸入する物品または輸出用原資材などの場合には、会社の生産活動に負担とならないように努力している。

（注）誠実会社とは、一般に納税を適正に行い、法律違反をしていない企業をいう。

(3) 物品検査場所

輸入申告を行った物品が検査対象として選定されると、輸入者は輸入物品を税関で検査できる場所に搬入しなければならない。

(4) 検査場所は物品および申告時期によって以下のように異なる。

- 船舶内：出港前申告および入港前申告物品として穀物、原油、鉱物など船上で検査が可能であると税関長が認定する物品は船上に積載した状態で検査が可能である。
- 埠頭内検査場所：出港前・入港前申告したコンテナ物品で埠頭直通関地域に搬入された物品の検査場所である。
- 入港地保税倉庫：出港前・入港前申告物品のうち、検査対象として選定された物品の検査場所である。
- 一般保税倉庫：当該輸入物品を装置するまたは装置された物品の検査場所である。
- 保税区域外装置：輸入物品が巨大重量その他の事由で保税倉庫に保管しにくい物品は税関長の許可を得た場所で検査が可能である。

(5) 物品検査手続き

輸入者が輸入申告すると、申告物品に対して電算で検査対象物品可否を選別し、電算で選別された物品に対して特別な事由がない限り、当該物品に対して検査を実施することとなる。出港前・入港前申告物品である場合には、輸入者は自ら物品の輸入申告事実および検査対象可否を当該物品を運送する船舶会社または航空会社に通知して、検査に指定された物品は検査場所に搬入するように知らせなければならない。

いったん、検査対象として選定された物品が検査場所に搬入されると、税関では検査計画に

よって輸入荷主、通関士または保税区域運営人に伝達し、検査に必要な場所と装備の確保、個別包装のための作業人夫の配置など検査に必要な準備を要求し、検査準備が完了すれば、検査を実施する。

税関の検査を完了する際には、検査結果によって申告内訳を訂正するか、通関許容可否を確定することとなる。

この際、検査によって発生した荷役費、人件費など検査費用は原則として輸入者が負担しなければならない。

■ 輸入申告受理手続き

(1) 輸入申告受理

輸入申告受理とは、輸入者が申告した内訳に対して税関でこれを適法かつ正当に行われたと認定して通関を許容する行為で実際に申告人が申告済証の交付を受けることで申告受理が行われたとみれば良い。

輸入申告受理となった物品は内国物品となるため、保税区域（倉庫）から直ちに搬出できる。

(2) 申告受理

税関長は輸入申告が関税法の規定により適法かつ正当に行われた場合には、これを直ちに受理し、申告人に申告済証を交付している。

税関長が申告を受理する際には、納付すべき関税に相当する担保の提供を受けた後、または納付する関税を納付したことを確認した場合、申告受理を行っている。

申告受理とならない物品は未だ外国物品状態であるため、保税倉庫から物品を搬出できない。

(3) 申告受理の際の担保の提供

関税担保の提供による企業負担を緩和するために関税担保制度を原則的に無担保方式に転換して、輸入申告時に原則的に担保を提供しないようにするものの、初めて輸入する者および関税法違反業者などは担保を提供しなければならず、担保提供省略対象に該当するかどうかは事前に税関長に確認を受けなければならず、事前確認を受けていない者は担保提供者とみなす。輸入者が提供できる担保の種類は以下の通りである。

- 金銭、国債または地方債、納税保証保険証券、土地、税関長が認定する有価証券

- 保険に加入している登記または登録された建物・工場財団・鉱業財団・船舶・航空機または建設機械
- 税関長が認定する保証人の納税保証書

担保提供範囲（税関長は担保提供対象に該当する場合、以下の事由がある場合は関税などに相当する担保を要求することができる）

- 輸出用原材料に対する関税などの一括納付（輸出原材料に対する関税還付に関する特例法第6条第1項）。
- 輸入申告受理後の関税納付（「関税法」第248条）、輸入申告受理前の搬出承認（「関税法」第252条）
- 再輸出免税および再輸出減免税（「関税法」第97条および第98条）、保税区域外の蔵置許可（「関税法」第156条）
- 保税運送申告または承認（「関税法」第218条）、輸入申告前の物品搬出（「関税法」第253条）
- 月別納付の承認（「関税法」第9条）、納付期限の延長（「関税法」第10条）、分割納付の承認（「関税法」第107条）
- その他、税関長が担保を要求する場合

次の各号のいずれかに該当する者は担保を提供しなければならない。

- 関税法または「輸出用原材料に対する関税等の還付に関する特例法」（以下、“還特法”という）第23条に違反して懲役刑の実刑を宣告され、その執行が終了（執行が終了したものとみなす場合を含む）し、または免除されてから2年が経過していない者
- 関税法または還特法第23条に違反して懲役刑の執行猶予を宣告され、その猶予期間中の者
- 関税法第269条ないし第271条、第274条、第275条の2、第275条の3または還特法第23条に基づき罰金刑または通告処分を受けた者であって、その罰金刑を宣告され、または通告処分を履行してから2年が経過していない者。ただし、税関長が再犯のおそれがないと認める場合を除く。
- 直近2年間に関税などの租税を滞納（滞納処分が停止したものであり、消滅時効が成立していないものを含む）した事実のある者。ただし、納付期限の経過後30日以内に滞納した関税などを納付した場合には除くことができる。
- 直近2年間継続的に輸入実績がない者
- 清算、破産、回生手続が進行中の者

- 法第248条第2項第5号および「関税法施行令」第252条第3号に基づき輸入実績、資産、営業利益、輸入物品の関税率などを考慮し、関税債権の確保が困難である場合

(4) 申告済証の交付

税関長は輸入申告を受理した場合には、税関特殊庁印を電子的に捺印した申告済証を交付する。この際、交付した申告済証と通関システムに保管された申告資料が相違する場合には、通関システムに保管された電子文書の内容を原本としている。

申告済証は申告後5年間保管しなければならない。申告済証は自分が申告した物品が何か、税金はいくらを納付したかが分かる資料であるだけでなく、物品を倉庫から搬出する際にも申告が受理されたことを倉庫に知らせる証書でもあるため、物品を譲渡しない限り、他人に譲渡しない方がよい。

(5) 申告受理前搬出

原則的に輸入物品は申告が受理されなければ、保税区域から搬出できず、無断搬出する場合には、関税法によって罰せられる。しかし、次に該当する場合には、税関長の申告受理前搬出承認を得て申告受理前でも保税倉庫から搬出できる。

- 完成品の税番（HS品目分類番号）で輸入申告受理を受けようとする物品が組み立てられなかった状態で分割船積輸入された場合
- 調達事業に関する法律によって備蓄物資として申告された物品で実需要者が決定されていない場合
- 事前税額審査対象物品として税額決定に長時間が所要される場合
- 品目分類または税率決定に長時間が所要される場合
- 輸入申告時に原産地証明書を税関長に提出できなかった場合
- 輸入申告の受理前に協定関税の適否を審査する物品であって、原産地などの決定に長期間を要する場合

申告受理前搬出承認を得て搬出した物品は内国物品となる。従って、申告受理前搬出しようとする者は納付すべき関税と内国税などに相当する担保を提供するようにしている。

申告受理前搬出した後、課税要件が確定される時点で税関で申告受理を行うこととなり、仮に申告税額に足りない部分がある場合には、不足税額に対して追加徴収を行うようになる。

(6) 義務履行の要求

税関長は他法令の規定によって輸入後、特定の用途への使用などの義務を履行するようになっている物品に対しては文書で当該義務を履行することを要求できる。例えば、対外貿易

法によって消費者保護のために原産地表示をすれば輸入が可能な物品のうち輸入時に原産地表示が難しい場合は、まず輸入申告を受理して分割再包装時、原産地表示をするように税関長が義務を賦課する場合がある。

輸入農水畜産物の場合には、バルク状態で大量輸入され、流通市場で小売単位で包装または産物として販売されるものの、このように大量輸入される農水畜産物の原産地表示は通関時点で適正な原産地を表示することができず、表示をするとしても小売販売時、分割・再包装するか、ばらで販売されるため、消費者を保護することができない。従って、大量輸入され、少量販売される物品などに対しては通関後、流通市場で少量販売時、原産地を表示するようにしている。

税関長が義務を賦課する際には、輸入申告書税関記載欄（右側下段）に記載しているため、申告済証の交付を受けた者は常に税関記載欄を確認しなければならない。

(7) 通関後の流通履歴管理（関税法第240条の2～3）

外国物品を輸入する者と輸入物品を国内で取引する者（消費者に対する販売を主な営業とする事業者は除外）は社会安全または国民保健を害する恐れがある物品などで関税庁長が指定する物品（以下、“流通履歴申告物品”）に対する流通段階別取引明細（以下、“流通履歴”という）を関税庁長に申告しなければならない。税関長は輸入通関時、流通履歴申告対象である事実を輸入業者に通知し、流通履歴申告義務者は譲渡物品が流通履歴対象物品として申告義務があることを輸入申告済証、または取引明細書などに内容を記載して通知しなければならない。具体的には流通履歴申告義務者が流通履歴対象物品を譲渡する場合（再譲渡を含む）、関税庁の流通履歴管理システムにアクセスして譲渡後5日以内に譲り受けた者の商号（氏名）、事業者登録番号（住民登録番号）、住所、譲渡重量（数量）、譲渡日などを申告しなければならず、流通履歴を帳簿に記録し（電子的方式を含む）その資料を取引日から1年間保管しなければならない。また、違反時には500万ウォン以下の過料が賦課される。

これは輸入後、流通段階での不法行為を防止し、流通過程で危害物品が販売される場合にこれを迅速に回収して危害物品から国民の健康を保護するためのものである。